

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年6月25日 13時00分ごろ
発生場所	茨城県神栖市波崎海岸沖 波崎港東防波堤灯台から真方位310° 2.9海里付近 (概位 北緯35° 47.5′ 東経140° 48.1′)
事故の概要	プレジャーボート龍神丸は、漂流中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年7月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 龍神丸、4.97トン
船舶番号、船舶所有者等	232-7140千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、千葉県銚子市犬吠埼東方沖で釣りを行っていたところ、他船の船長から運航不能による救助の依頼があったので釣りをやめ、波崎海岸沖に向けて西北西進した。</p> <p>船長は、波崎海岸沖に到着して乗り揚げた他船を認め、当該他船を引き出す目的で、魚群探知機を確認しながら同海岸近くの水深が約3mの海域まで接近し、船首を同海岸に向けて主機を中立運転として漂流した。</p> <p>船長は、当該他船の状況及び魚群探知機の水深表示に注意を向け、同乗者2人がロープの準備を行っていたとき、高波を船尾に受けて圧流され、主機を後進としたが、更に数回の高波に圧流され、本船が波崎海岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、同乗者2人と共に海岸に上陸し、118番通報を行った。</p> <p>本船は、船長が手配した船舶により引き出され、えい航された。</p> <p>船長は、波崎海岸近くまで接近した経験がなかったが、ふだん、漂流して釣りをしている船舶を見掛けたことがあり、同海岸近くで漂流できると思った。</p> <p>海図W57（犬吠埼付近）によれば、波崎海岸は太平洋側に位置し、北東に面した同海岸近くには磯波が示されている。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p>
分析	本船は、乗り揚げた他船を引き出す目的で、磯波が発生しやすい波

	<p>崎海岸近くまで接近して漂泊したことから、船長が他船の状況及び魚群探知機の水深表示に注意を向けながら、同乗者2人がロープの準備を行っていたとき、高波を船尾に受けて圧流され、同海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、波崎海岸近くまで接近した経験がなかったが、ふだん漂泊して釣りをしている船舶を見掛けたことがあったので漂泊できると思ったことから、同海岸近くまで接近したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、乗り揚げた他船を引き出す目的で、磯波が発生しやすい波崎海岸近くまで接近して漂泊したため、船長が他船の状況及び魚群探知機の水深表示に注意を向けながら、同乗者2人がロープの準備を行っていたとき、高波を船尾に受けて圧流され、同海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、海図等で磯波が発生する海域を確認し、近づかないようにすること。 ・ 小型船舶の船長は、救助を依頼された他船が乗り揚げていた場合、状況に応じて、海上保安庁、専門の業者等に引き出し作業を要請するよう他船に伝えること。